

港区の契約における暴力団等排除に向けた基本方針

区民の税金が暴力団等の資金源になることを防ぐため、区が発注する工事、業務委託、物品購入等のすべての契約から暴力団等の介入を排除する取り組みを進めます。

1 背景

平成 20 年 8 月施行の改正暴対法では、民間が自発的に行う暴力排除活動の促進を図るために、自治体の責務として必要な措置を講ずるものと定められました。

また、近年、自治体の契約に暴力団等が介入し資金獲得活動を行っている実態が明らかになってきています。

2 区の契約における暴力団等排除措置について

(1) 排除措置対象者の範囲

排除措置の対象となる者は「暴力団員等が実質的に経営に関与している入札参加資格者」のみならず、「暴力団等への利益供与」、「暴力団等の利用」、「暴力団等との親交」など、密接な交友関係を有する入札参加資格者も区の契約から排除します。

(2) 排除措置

排除措置対象者として警視庁が認定し、区の契約からの排除要請があった場合、区において審議の上、排除措置（入札参加除外措置）を行います。

(3) 公表

排除措置（入札参加除外措置）を行った場合、区のホームページ等で公表します。

(4) 不当介入に対する報告及び届出

区の契約の相手方又は下請け業者が契約履行中に暴力団等から不当介入を受けたときは、区への報告・管轄警察署への届出を義務付けます。

(5) 関係機関との連携

区と警視庁は合意書を締結し、連絡協議体制を確立するとともに、警察等の関係機関と密接な連携を図ります。

(6) 適用日

平成 24 年 2 月 1 日